こんにちは！　日本共産党の　好きです！憲法９条
大名みえ子です
ご相談はお気軽にお寄せください

2014年3月27日　№238
〒319-1112
東海村村松2401-2
toukai@oona-mieko.info
電話･ﾌｧｯｸｽ 029-284-0761

秘密保護法の廃止を求める請願　賛成9、反対10で不採択に

３月３日議会総務委員会に付託された本請願は、委員会で請願者の説明を聞いた上で議論し、賛成３、反対２で採択になっていました。２６日の本会議に委員長から審査報告された後の採決で、１人差で不採択になりました（裏面に請願に賛成する大名討論掲載）。

秘密保護法賛成で請願に反対の討論を行なった議員がいますが、私たちの国を、くらやみ社会にして子孫に残すというのでしょうか。安倍晋三首相が狙う「日本を戦争ができる国」にすることには、自民党内からも反発が出ているこの本質を見抜くことが大切です。

よかったね！新年度予算から

全体予算には反対しましたが評価できる施策について一部ご紹介します。

準スクールカウンセラーの採用･･･現在は2名ですが、4月からは3名になります。

児童家庭相談員1名の採用…子育ての中で悩んだり困ったりしたらぜひ相談してください。

村基金（貯金）の見込み

村には、学校建替えなどの目的別基金と何にでも使える財政調整基金など19種類の基金があります。新年度の積立見込みは、合計で139億3311万7000円です。ぜひご意見を！

〈議会構成が変わりました〉

２６日の本会議議案審議終了後、議長や副議長、その他２年前の３月議会で選出された各委員から、辞任願が出され、選挙等が行われました。

また、常任委員会も入れ替えが行われました。

さらに議員提案で、議会活性化特別委員会が９名で構成されました。今後とも宜しくお願いいたします。

議　長　鈴木　昇　議員
副議長　大内則夫　議員

議会運営委員会

（敬称略）
委員長　村上　邦男
副委員長　越智　辰也
委　員　大名美恵子
委　員　江田　五六
委　員　村　上　孝
委　員　飛田　静幸
委　員　舛井　文夫
委　員　河野　健一
委　員　岡　崎　悟

総務委員会

（敬称略）
委員長　村　上　孝
副委員長　照　沼　昇
委　員　川崎　篤子
委　員　大内　則夫
委　員　村上　邦男
委　員　吉田　充宏

文教厚生委員会

（敬称略）
委員長　岡　崎　悟
副委員長　武部　慎一
委　員　大名美恵子
委　員　恵里　いつ
委　員　豊島　寛一
委　員　飛田　静幸
委　員　川崎　和典

建設農政委員会

（敬称略）
委員長　舛井　文夫
副委員長　植木　伸寿
委　員　相沢　一正
委　員　鈴　木　昇
委　員　江田　五六
委　員　越智　辰也
委　員　河野　健一

議会活性化特別委員会

（敬称略）
委員長　飛田　静幸
副委員長　越智　辰也
委　員　大名美恵子
委　員　江田　五六
委　員　村　上　孝
委　員　村上　邦男
委　員　吉田　充宏
委　員　岡　崎　悟
委　員　大内　則夫

国民監視を合法化し、議会制民主主義の破壊を招く重大な危険性
民主政治の危機を招き、国民主権を形骸化するおそれ

市民への徹底した情報公開こそ求められる（26日本会議での賛成討論）

日本共産党の大名美恵子です。請願第26－1「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書について、「採択すべきもの」とする委員長報告に、会派を代表し賛成の立場から討論を行います。

請願を判断するにあたりまず重要な視点は、この法律に対して多くの国民が不安と危惧を持っているということです。法案審議段階でのパブリックコメントには９万件以上の回答のうち77％が反対でした。成立後も，共同通信社の世論調査では「廃止・修正」を求める国民の声が82％にのぼり，NHKでさえ、あまり評価しない，全く評価しないが58％，不安を感じる人が73％です。全国の弁護士が加入する日弁連は，法律の可決後に「廃止を求める署名」に会をあげてとりくむというかつてない取り組みが行なわれています。この法律の特徴がこうした不安が広がる危険と欠陥を持っているからにほかなりません。

特定秘密保護法を廃止にすべき第一の問題は，「特定秘密」の範囲が広くあいまいで，どんな情報でもその対象になりかねないことです。政府は，チェックする第三者機関を設けると言いますが，その責任者は内閣総理大臣です。自分で自分をチェックして，どうして恣意的な情報隠しをさせない保証になるのでしょうか。福島原発事故の映像や放射線拡散情報を公開しなかった実績をみても，政府の情報管理を鵜呑みにすることはできません。

第二の問題は，取材・報道を萎縮させ、国民の知る権利を侵害するおそれが大きいことです。法律では，国会に非公開の秘密会を強制し，秘密会で知った事実を院外で公開すれば国会議員も処罰されます。行政機関の長が「必要ある」と認めたときは他の行政機関に提供できると規定されていますが，その判断も実行も提供元の行政機関の長が行います。

提供を受けた地方自治体の公務員にも「知得者の漏洩罪」が適用されることになります。同時に特定秘密を取り扱うものとして適正評価の対象者になりますから，犯罪歴・懲戒歴・経済状態から飲酒などの趣味趣向，果ては病歴まで高度なプライバシー情報の調査・監視を受けることになります。そしてその家族や友人まで調査が及びます。しかも，本人の同意は必要ありませんから，いつ誰に聞いて得た情報かもわかりません。

第三に，共謀，教唆，扇動罪など，すべての国民を対象に特定秘密へのアクセスを取り締まる治安・弾圧立法であることです。とりわけ共謀や独立教唆は「会話」だけで犯罪が成立することになり，これに伴って通話・通信の傍受，盗聴器による会話の傍受の合法化が検討されています。

このように，この法律は，国民監視を合法化し、議会制民主主義の破壊を招く重大な危険性を有しています。

情報は国民の財産であり、市民がその生命・財産・自由を守るために徹底した情報公開こそ求められるものです。しかしながら、同法の知る権利への配慮規定は何ら具体的内容を伴わず、報道機関等の取材に対する萎縮的効果が生じることが強く懸念されます。この法律が、民主政治の危機を招き、国民主権を形骸化するおそれを有していることは明らかです。

以上述べまして、請願第26－1号の委員長報告について、会派を代表して賛成の立場からの討論といたします。